

第八十五号議案

江戸川区区民栄誉賞表彰条例

右の議案を提出する。

平成三十年十一月二十七日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区区民栄誉賞表彰条例

(目的)

第一条 この条例は、芸術文化、学術研究、スポーツ等の分野において国際的又は全国的に高い評価を得たことにより、広く区民に敬愛され、明るい希望を与えるとともに、江戸川区の名を高めたと認められる者に対し、その栄誉をたたえ、表彰することを目的とする。

(表彰の対象)

第二条 表彰は、区民又は江戸川区にゆかりのある者で、前条の目的に照らして区長が適当と認めるもの(以下「被表彰者」という。)に対して行う。

(審査会の設置)

第三条 表彰の適正を期するため、江戸川区区民栄誉賞表彰審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(被表彰者の決定)

第四条 区長は、審査会の答申を踏まえ、被表彰者を決定する。

(表彰の方法)

第五条 被表彰者には、表彰状及び金品を授与する。

(表彰の時期)

第六条 表彰は、区長が定める日に行う。

(委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

江戸川区区民栄誉賞を新たに創設するため、表彰に関する基本的事項を定める必要があるので、本案を提出いたします。